

福岡想山会 規約・会則

【第1章】： 総則

第1条 本会の名称は「福岡想山会」と称し、事務所を福岡市内におく。

第2条 本会の目的に賛同し、規約を承認し、入会金・会費を納める者はだれでも会員になる事ができる。

【第2章】： 目的及び事業

第3条 本会は正しい登山観、登山理論及び登山技術の学習をし、登山の普及と発展を図る事を目的とする。もって会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 毎月1回定例会議(例会)を開く。
- (2) 初めて登山をする会員の指導と援助。
- (3) 山岳遭難を防止する活動。
- (4) 機関紙等の発行。

【第3章】： 機関と役員

第5条 本会に機関として総会をおく。

第6条 総会は本会の最高機関であって、年1回、9月に会長が召集し臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要請があった場合に開く事ができる。
なお、総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、その決定は出席数(委任状を含む)の過半数をもって行う

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長を含む一定数の役員をおく。
- (2) 役員は総会によって選出され、任期は1年とし、再選は妨げない。
- (3) 年度中途における役員の補足は、定例会議において会員の過半数で行い、その決定は出席者の過半数で成立する。なお補助役員の任期は前任者の残任機関とする。

【第4章】： 役員の任務

第8条 会長は本会を代表し、会務一切を総轄する。

第9条 副会長は会長を補佐し、任務を代行する。

【第5章】： 会計

第10条 会計は複数とし、1名が会計を監査する。

第11条 本会の会費は、入会金、会費、事業収入、寄付その他をもって充てる。

第12条 本会の会計年度は9月1日より翌年の8月31日までとする。会計報告は総会の都度行い総会の承認を受ける。

【第6章】： 定例会議(例会)

第13条 本会の定例会議(例会)は、その月の適当な日に開催する。

第14条 会長は必要に応じて臨時定例会議を召集する事が出来る。また会員の3分の1以上の要請が有った場合は、臨時定例会議を開催しなければならない。

【第7章】： 入会・離会

第15条 本会の入離会は自由意志とする。

入会金は500円、会費は月に1000円(家族会員は1500円、3人目の同居会員

は+500円)とする。会費は運営の事情により年度途中で増減する事が出来る。

第16条 会費はいったん納入したる後、いかなる理由があろうとも返還しない。

第17条 入会、離会は書面をもって行うが、離会の場合は口頭でも可とする。

【第8章】 : 罰則

第18条 次の各項に該当する者は協議の上、除会処分にする。

(1) 本会の秩序を乱し、あるいは本会の品位と誇りを傷つけた者。

(2) 会費を6カ月間滞納したる者。(特別の理由がある者はこれに限らず。但し会長の許可を要す。)

【第9章】 : 付則

第19条 本規則は昭和56年 1月21日

第20条 本規約の改廃は、総会で決定する。

(規約改定) 第7章・第15条 (1988年8月: 第12期定期総会)

(規約改定) 第7章・第15条 (1994年9月: 第18期定期総会)

(規約改定) 各章について (2006年9月: 第30期定期総会)

(規約改定) 第7章・第15条 (2009年9月: 第33期定期総会)

会則

【会山行中での車両事故に関する規則】

(1): 本規則で言う車両事故とは自損事故に限定される。

(2): 1項でいう事故の内、対人、対物、同乗者については規定より除外する。

(3): 事故車を自宅まで持ち帰れず、他日引取りに向かう場合は、自宅より事故車引取り場所までの交通費片道分を会より補填する。

(4): 本規則でいう、「会山行」とは、事前に会及び運営委員に届けられた山行に限定される。山行の範囲は会で決定した集合場所より解散場所までとする。

(5): 4項の要件を満たした山であっても、運転手のみの山行及び家族山行は除外される。

(6): 車両保険に入ることを基本とする。

【会内の慶弔及び見舞いにおける金銭拠出に関する規則】

(1): 入院見舞金は、原則として2週間以上の入院期間を要する疾病、または事故を対象として拠出される

《金額》	・結婚祝い金	: 1万円
	・入院見舞金	: 5千円
	・本人死亡	: 1万円
	・同居家族死亡	: 5千円

【公務旅費規定】

(1): 会の公務として公式行事・各種会議などに参加した場合の交通費については、公共交通機関の利用相当額を会財政より支給する。

(注) 本規定に使用する予算は、会運営費に依る拠出を原則とするが、やむをえない場合、現会員の均等負担により充当する。